

一般電気事業供給約款料金算定規則における事業者設定基準  
および燃料費調整制度にかかる事項の届出書

営 計 発 第 19 号  
平成 25 年 2 月 20 日

経済産業大臣 茂木 敏充 殿

高松市丸の内 2 番 5 号  
四 国 電 力 株 式 会 社  
取締役社長 千 葉 昭

別表に掲げる一般電気事業供給約款料金算定規則の規定により、別紙のとおり事業者設定基準および燃料費調整制度にかかる事項を定めたので届け出ます。

(別表)

一般電気事業供給約款料金算定規則		
事業者 設定 基準	第6条第5項	第6条第2項に規定する基準に代わるものとして設定した基準
	第8条第3項	送電・高圧配電関連固定費または送電・高圧配電関連可変費への配分基準
	第8条第3項	送電・高圧配電非関連固定費または送電・高圧配電非関連可変費への配分基準
	第9条第2項	第9条第1項第1号に規定する値に代わるものとして設定した値
	第9条第2項	第9条第1項第6号に規定する値に代わるものとして設定した値
	第9条の2第2項	第9条第1項第5号に規定する値に代わるものとして設定した値
	第12条第2項	託送収益(電源線に係る収益を除く。)及び事業者間精算収益の送電・高圧配電関連固定費,送電・高圧配電関連可変費及び需要家費への配分基準
	第12条の2第2項	託送収益(電源線に係る収益に限る。)の送電・高圧配電非関連固定費及び送電・高圧配電非関連可変費への配分基準
	第19条第3項	電気の使用形態,電気の使用期間,電気の計量方法等による低圧需要原価等の差異を勘案して設定した基準
燃料費調整制度	第21条第2項	燃料費調整制度における電気事業の用に供する燃料ごとの比率を勘案して定めた比率
	第21条第4項	燃料費調整制度における基準調整単価

(別紙)

第6条第2項に規定する基準に代わるものとして設定した基準  
[第6条第5項関係]

1. 設定した基準

項 目		配 分 基 準	
賃借料	借 地 借家料	厚生関係借地借家料	各部門厚生社宅入居者数比(活動帰属基準)
		その他借地借家料	各部門業務用建物床面積比(活動帰属基準)
	機械賃借料, システム関係賃借料		直課された各部門人員数比(活動帰属基準)
	その他賃借料		直課された各部門賃借料比 (配賦基準)
委託費	株式・社債業務委託費	業務設備配分後の各部門設備別帳簿価額比 (活動帰属基準)	
	その他委託費	直課された各部門委託費比 (配賦基準)	
建設分担関連費振替額(貸方)		業務設備配分後の各部門設備別帳簿価額比 (活動帰属基準)	
社債発行費		業務設備配分後の各部門設備別帳簿価額比 (活動帰属基準)	
電 気 事 業 報 酬	特定固定資産	各部門業務用建物床面積比(活動帰属基準)	
	建設中の資産	業務設備配分後の各部門設備別帳簿価額比 (配賦基準)	
	運転資本(営業資本)	各部門営業資本構成比 (活動帰属基準)	

2. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

一般管理費の配分にあたり、別表第2第2表に定める基準に比べ、より適切な整理を行うための客観的かつ合理的な配分基準として、費用の発生についてより関連がみられる〔1. 設定した基準〕に掲げる活動帰属基準および配賦基準を設定することとした。

(別紙)

送電・高圧配電関連固定費または送電・高圧配電関連可変費への配分基準  
[第8条第3項関係]

項目	配分基準
給料手当	送電・高圧配電関連固定費に配分。
給料手当振替額(貸方)	送電・高圧配電関連固定費に配分。
雑給	送電・高圧配電関連固定費に配分。
消耗品費	水力発電費および火力発電費のうちのアツクリサービス費は、送電・高圧配電関連固定費に配分。 総送電費，受電用変電サービス費，配電用変電サービス費，高圧配電費およびネットワーク給電費は，送電・高圧配電関連固定費と送電・高圧配電関連可変費の割合が1対1となるように配分。
修繕費	送電・高圧配電関連固定費に配分。
託送料	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電関連可変費に配分。
事業者間精算費	送電・高圧配電関連可変費に配分。
委託費	送電・高圧配電関連固定費に配分。
養成費	送電・高圧配電関連固定費に配分。
諸費	送電・高圧配電関連固定費に配分。
地帯間購入送電費 (電源線に係る費用を除く。)	送電・高圧配電関連固定費に配分。
他社購入送電費 (電源線に係る費用を除く。)	送電・高圧配電関連固定費に配分。
建設分担関連費振替額(貸方)	送電・高圧配電関連固定費に配分。
附帯事業営業費用分担 関連費振替額(貸方)	送電・高圧配電関連固定費に配分。
地帯間販売送電料 (電源線に係る収益を除く。)	総送電費(地帯間販売送電料(電源線に係る収益を除く。)，他社販売送電料(電源線に係る収益を除く。))のうち，固定費と可変費の占める比率により，送電・高圧配電関連固定費と送電・高圧配電関連可変費に配分。
他社販売送電料 (電源線に係る収益を除く。)	総送電費(地帯間販売送電料(電源線に係る収益を除く。)，他社販売送電料(電源線に係る収益を除く。))のうち，固定費と可変費の占める比率により，送電・高圧配電関連固定費と送電・高圧配電関連可変費に配分。

(別紙)

送電・高圧配電非関連固定費または送電・高圧配電非関連可変費への配分基準  
[第8条第3項関係]

項 目	配 分 基 準
(*) 給料手当	送電・高圧配電非関連固定費に配分。
(*) 給料手当振替額(貸方)	送電・高圧配電非関連固定費に配分。
(*) 雑 給	送電・高圧配電非関連固定費に配分。
(*) 消耗品費	水力発電費のうちの総非アンソリサービス費は、アンソリサービス費を加えたうえで、固定費と可変費の割合が1対1となるように配分。 火力発電費のうちの総非アンソリサービス費は、アンソリサービス費および環境対策費を加えたうえで、固定費と可変費の割合が1対1となるように配分。 総原子力発電費，総新エネルギー等発電費，低圧配電費および非ネットワーク給電費は，送電・高圧配電非関連固定費と送電・高圧配電非関連可変費の割合が1対1となるように配分。
(*) 修 繕 費	送電・高圧配電非関連固定費に配分。
託 送 料	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に配分。
(*) 委 託 費	送電・高圧配電非関連固定費に配分。
(*) 養 成 費	送電・高圧配電非関連固定費に配分。
(*) 諸 費	送電・高圧配電非関連固定費に配分。
地帯間購入電源費 (過去の使用済燃料に係る費用を除く。)	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に配分。
地帯間購入送電費 (電源線に係る費用に限る。)	送電・高圧配電非関連固定費に配分。
他社購入電源費 (過去の使用済燃料に係る費用および再エネ特措法交付金相当額を除く。)	電力量の多寡によらない料金を送電・高圧配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送電・高圧配電非関連可変費に配分。
他社購入送電費 (電源線に係る費用に限る。)	送電・高圧配電非関連固定費に配分。
(*) 建設分担関連費振替額(貸方)	送電・高圧配電非関連固定費に配分。
(*) 附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	送電・高圧配電非関連固定費に配分。

項 目	配分基準
<p>地帯間販売電源料 (過去の使用済燃料に係る収益を除く。)</p>	<p>水力，火力，原子力，新エネルギー等ごとのアンソリサービス費を含む費用合計(地帯間販売電源料(過去の使用済燃料に係る収益を除く。)，地帯間販売送電料(電源線に係る収益に限る。)，他社販売電源料(過去の使用済燃料に係る収益を除く。)，他社販売送電料(電源線に係る収益に限る。))のうち，固定費と可変費の占める比率により，送電・高圧配電非関連固定費と送電・高圧配電非関連可変費に配分。</p>
<p>地帯間販売送電料 (電源線に係る収益に限る。)</p>	<p>送電・高圧配電非関連固定費に配分。</p>
<p>他社販売電源料 (過去の使用済燃料に係る収益を除く。)</p>	<p>水力，火力，原子力，新エネルギー等ごとのアンソリサービス費を含む費用合計(地帯間販売電源料(過去の使用済燃料に係る収益を除く。)，地帯間販売送電料(電源線に係る収益に限る。)，他社販売電源料(過去の使用済燃料に係る収益を除く。)，他社販売送電料(電源線に係る収益に限る。))のうち，固定費と可変費の占める比率により，送電・高圧配電非関連固定費と送電・高圧配電非関連可変費に配分。</p>
<p>他社販売送電料 (電源線に係る収益に限る。)</p>	<p>送電・高圧配電非関連固定費に配分。</p>

(\*)の項目は，環境対策費を除く。

第9条第1項第1号に規定する値に代わるものとして設定した値  
[第9条第2項関係]

1. 設定した値

第9条第1項第1号の規定による「最重負荷日の最大需要電力の平均値(最大電力)」は、特別高圧需要については、昼間時間帯(8時から22時)における最大電力とする。

2. 事業者の実情に応じた値により算定することが適当である理由

当社は、供給コストの低減を図る観点から、電気料金に多様な選択約款メニューを設定し、

- ・昼間時間帯(8時から22時)から夜間時間帯(0時から8時および22時から24時)への負荷移行
- ・昼間時間帯における使用電力抑制
- ・夜間時間帯における負荷創造

などの負荷平準化対策を積極的に推進してきた。

この結果、特別高圧需要においては、夜間への負荷移行が進み、夜間時間帯に最大電力が発生することとなった。

第9条第1項第1号で規定する一日における最大電力を用いる配分基準では、こうした特別高圧需要の負荷移行努力が適切に原価配分に反映できないこととなる。

このため、負荷移行努力が適切に原価配分に反映できるようにするとともに、今後も供給コストの低減を目指し負荷平準化を推進していく観点から、第9条第1項第1号に規定する値は、特別高圧需要については、昼間時間帯における最大電力により設定する。

第9条第1項第6号に規定する値に代わるものとして設定した値  
[第9条第2項関係]

1. 設定した値

第10条第1項第1号ホに掲げる需要家費のうち、需要家設備関連費用の配分については、第9条第6項第1号に定める割合の算定を、同条第1項第6号の規定によらず、設備の差異、費用の発生の原因等を反映した値により算定する。

具体的には、配電設備のうち、架空引込線、地中引込線および計器等に係る費用については、口数比で配分せずに、各設備に対応する電圧区分に応じて、特別高圧需要、高圧需要および低圧需要に直接整理するものとする。

2. 事業者の実情に応じた値により算定することが適当である理由

需要家設備関連費用の配分にあたり、設備の差異、費用の発生原因等をより正確に反映した費用配分となるよう、設備内容に応じて費用を配分することとした。



第9条第1項第5号に規定する値に代わるものとして設定した値  
[第9条の2第2項関係]

1. 設定した値

第10条第1項第2号八に掲げる送電・高圧配電非関連可変費の水力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費，火力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費，総原子力発電費および総新エネルギー等発電費の配分については，第9条第1項第5号の規定に定める「電気事業の用に供するため事業者が発電する電力量及び他の者から受電する電力量を合計した値から事業者が自ら使用する電力量を控除して得た値の平均値（以下「発受電量」という。）」を，特別高圧・高圧需要および低圧需要ごとの負荷形態に対応する電源別の供給実態を反映した値により算定する。

2. 事業者の実情に応じた値により算定することが適当である理由

需要種別ごとの負荷形態は，それぞれの使用特性を反映して時間帯別に大きく異なる。

一方，供給力としての水力・火力・原子力・新エネルギー等別発受電電力は，経済性や運転特性，供給の安定性など，さまざまな要因を踏まえつつ，負荷変動に対応して供給している。

このため，水力・火力・原子力・新エネルギー等ごとの可変費の配分については，平均的な発受電量比率ではなく，特別高圧・高圧需要および低圧需要ごとの負荷実態に対応する水力・火力・原子力・新エネルギー等別の構成比率により配分する。

(別紙)

託送収益(電源線に係る収益を除く。)および事業者間精算収益の送電・高圧配電  
関連固定費,送電・高圧配電関連可変費及び需要家費への配分基準

[第12条第2項関係]

項目	配分基準
託送収益 (電源線に係る収益を除く。)	送電・高圧配電関連費(配電用変電サービス費,高圧配電費,需要家費を除く。)のうち,固有固定費と固有可変費の占める比率により,送電・高圧配電関連固定費と送電・高圧配電関連可変費に配分。
事業者間精算収益	同上

託送収益(電源線に係る収益に限る。)の送電・高圧配電非関連固定費および送電・  
高圧配電非関連可変費への配分基準

[第12条の2第2項関係]

項目	配分基準
託送収益 (電源線に係る収益に限る。)	送電・高圧配電非関連固定費に配分。

電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等  
による低圧需要原価等の差異を勘案して設定した基準  
[ 第 19 条第 3 項関係 ]

契約種別ごとに料金を設定する際の基準については、低圧需要原価等をもとに、使用形態等の差異に応じて公平な負担となるよう、次のとおり設定する。

## 1. 契約種別

契約種別は、使用用途等の違いによる季節間・昼夜間別の使用形態や使用期間の差異、また計量方法の差異などを勘案し、以下のとおり設定する。

契 約 種 別
定額電灯，従量電灯 A・B， 臨時電灯 A・B・C，公衆街路灯 A・B・C 低圧電力，臨時電力，農事用電力

## 2. 料金制

契約種別ごとの料金制については、

- ・電気の使用量が極めて小規模な需要については、負荷設備容量にもとづく「定額料金制」
- ・それ以外の需要については、一定限度までの使用量に適用する最低料金を設けた「最低料金制」、もしくは基本料金と電力量料金を組み合わせた「二部料金制」

を適用する。

また、電力量料金の料金制については、電灯需要、電力需要それぞれに以下の料金制を原則として適用する。

- ・電灯需要については、使用電力量を 3 段階に区分し、各段階毎の使用電力量に対して異なる料金率を適用する 3 段階料金制を適用する。
- ・電力需要については、夏季(7月～9月)の使用電力量とそれ以外の使用電力量に異なる料金率を適用する季節別料金制を適用する。

### 3. 料金率

契約種別ごとの料金率の設定については、これまでの料金制度の沿革を踏まえつつ、低圧需要原価と、原価算定期間における契約電力及び販売電力量等の想定値により算出される料金収入が一致するように、契約種別毎に料金率を設定する。

この場合、季節間・昼夜間別の使用形態や電力使用原単位、最重負荷日の需要構成の差異、使用期間の差異、電気の計量方法の差異など、各契約種別間の供給原価構成上の諸要因を参酌しつつ、各契約種別ごとの負担が公平となるよう定める。

また、基本料金率・電力量料金率については、次により定める。

#### (1) 基本料金率

基本料金率については、原則として1月を単位とし、使用する負荷設備などを基準に定める。なお、電力需要の基本料金率は、負荷の力率差による供給原価の適切な負担や系統への影響度を反映する。

#### (2) 電力量料金率

##### (電灯の3段階料金制)

従量電灯の電力量料金率については、お客さまの使用実態を踏まえて料金適用電力量区分を3段階に区分したうえで、

- (ア) 第1段階の使用電力量の料金率については、生活必需的な消費量に相当するものとして比較的低廉とし、
- (イ) 第2段階の使用電力量の料金率については、おおむね平均費用にもとづくものとし、
- (ウ) 第3段階の使用電力量の料金率については、限界費用の上昇傾向を反映する。

##### (電力の季節別料金制)

電力需要の電力量料金率については、供給原価の季節間格差を勘案して、夏季、その他季別に区分し、その他季の料金率を夏季の料金率よりも低廉な料金率とする。

(別紙)

燃料費調整制度における電気事業の用に供する  
燃料ごとの比率を勘案して定めた比率  
[第21条第2項関係]

石 油	0.2104
液化天然ガス	0.0541
石 炭	1.0588

燃料費調整制度における基準調整単価  
[第21条第4項関係]

区 分	単 位	基準調整単価
		円 銭 厘
(1)定額制供給		
イ．定額電灯および公衆街路灯 A		
(イ)電灯		
契約負荷設備 20Wまで	1灯・1月	1.452
" 40Wまで	"	2.903
" 60Wまで	"	4.355
" 100Wまで	"	7.260
" 100W超過 50Wまでごとに	"	3.630
(ロ)小型機器		
契約負荷設備 50VA まで	1機器・1月	2.168
" 100VA まで	"	4.337
" 100VA 超過 50VA までごとに	"	2.168
ロ．臨時電灯 A		
契約負荷設備 50VA まで	1契約・1日	0.059
" 100VA まで	"	0.117
" 100VA 超過 500VA まで		
100VA までごとに	"	0.117
" 500VA 超過 1kVA まで	"	1.170
" 1kVA 超過 3kVA まで		
1kVA までごとに	"	1.170
ハ．臨時電力(定額制供給)	1kW・1日	1.230
ニ．農事用電力(脱穀調整用,附則)		
契約電力 0.5kW	1契約・1日	0.308
" 1kW	"	0.614
" 2kW	"	1.230
" 3kW	"	1.844
" 3kW超過 1kW増すごとに	"	0.614
(2)従量制供給		
イ．従量電灯 A・臨時電灯 B・公衆街路灯 B		
最低料金(最初の11kWhまで)	1契約・1月	2.056
電力量料金(11kWh超過分)	1kWh	0.187
ロ．上記以外の契約種別	1kWh	0.187